

県民の財産 森林を守るために

豊かな森づくりに向けて

森林は、木材などの生産に加え、水を蓄え浄化する働きや、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など、さまざまな役割(公益的機能)を果たしています。豊かな森林を保つためには、「植える→育てる→使う→また植える」というサイクルによって森林資源の循環利用を図り、森林を適切に整備し、管理していくことが必要です。

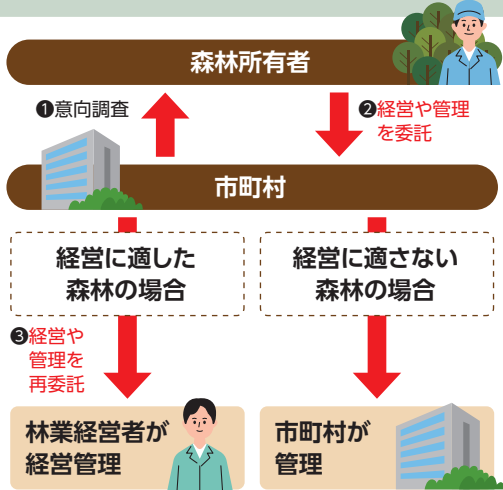
しかし、林業の採算性の低下や担い手不足、所有者が不明な森林の顕在化などにより、適切な整備や管理が行われていない森林が増えています。

そのため、森林整備などに必要な新たな財源として、「森林環境譲与税」が令和元年度に創設され、所有者自らが森林を管理できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度は、経営に適した森林については林業経営者に再委託し、自然的条件などが厳しく、林業経営に適さない森林については市町村が管理することで、健全な森林の維持につなげるものです(下図参照)。

森林環境譲与税を活用した市町村の取り組みは、森林経営管理制度による森林の整備のほか、木材利用の促進や普及啓発などがあり、県は、市町村への支援や人材育成に取り組んでいます。これらの取り組みにより、手入れが行き届かない森林を適切に管理し、林業を活性化させ、公益的機能を発揮する健全な森林づくりを推進しています。



森林経営管理制度の仕組み



森林環境譲与税を活用した主な取り組み

市町村の取り組み	
林業経営に適さない森林の整備  伐採作業により木々の間隔が適正に整備された状態	木材利用の促進  県産材を活用した赤ちゃんの誕生記念品
県の取り組み	
人材育成や担い手確保  林業技能者の養成	市町村への支援  市町村担当職員向け研修(森林現地調査の様子)

森林経営管理制度に関する情報

県林業振興課ホームページ



林野庁ホームページ
(制度概要・法令など)

森林環境譲与税について



問 林業振興課 ☎022(211)2914